

4月から町税・各料金をスマートフォンアプリで納付できます

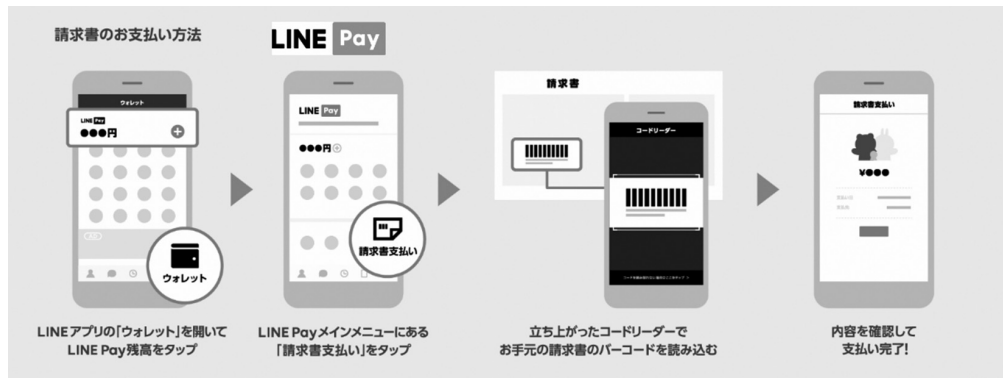
令和4年4月1日から、スマートフォンやタブレット端末（以下「スマホ等」という。）で町税・料金納付書のバーコードを読み取り、決済アプリから納付することができるようになります。時間や場所を問わず納付が可能となりますので、ぜひご利用ください。

●利用できる町税・主な料金

固定資産税、軽自動車税(種別割)、町県民税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の普通徴収分、町営住宅使用料、保育園保育料、学童保育料、給食費、水道料、下水道使用料、墓地公園管理手数料など。

●利用できるスマホ決済アプリ

LINE Pay 請求書支払い ※簡易水道料金の納付書は5万円未満のもの。



PayPay 請求書払い



- スマホ又はタブレット端末に決済アプリをダウンロードして利用登録を済ませてください。
- 決済アプリの電子マネーをあらかじめチャージしてください。
- 現在、口座振替をご利用の方がスマホ決済を始めたい場合、まずはじめに「口座振替解約」の手続きが必要です。専用用紙に記入し、金融機関へ提出していただく必要がありますので、役場税務会計課・会計事務担当へお問い合わせください（☎79-2113）。口座振替解約の手続完了後、納付書を発行いたします。

●利用できない納付書

納期限を過ぎたもの。バーコードの印刷がないもの。汚損等でバーコードの読み取りができないもの。金額を訂正したもの。納付書1枚の金額が30万円を超えるもの。

【利用する際の注意点】

- ・領収書や納税証明の即時発行を希望する方は、スマホ決済ではなく金融機関やコンビニエンスストア等で納付してください（軽自動車・車検直前の軽自動車税の納付など）。
- ・納付後の取り消しはできませんのでご注意ください。
- ・スマホには「藤里町へ、いつ、何円払った」履歴しか表示されません。税金等の種類や期別の表示はされませんので、支払った納付書にメモする、又は廃棄するなど、二重に納付しないようご注意ください。
- ・二重納付してしまった場合、スマホ決済分は金融機関分と比較すると町村への入金に時間がかかります。そのため、還付（納付者の口座へお戻し）するにはさらに日数を要します。
- ・金融機関やコンビニエンスストア等の店員がバーコードを読み取るのではなく、利用者ご自身のスマホ等で決済までの全てを行っていただきます。
- ・利用者に手数料はかかりませんが、ご利用にはスマホ等へのアプリダウンロードや利用登録が必要です。

【お問い合わせ先】藤里町税務会計課・会計事務担当 ☎79-2113